

## ○運転技能検査実施要綱の制定について

(令和4年5月2日例規第45号)

この度、別添のとおり「運転技能検査実施要綱」を定め、令和4年5月13日から施行することとしたので通達する。

別添

### 運転技能検査実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、運転技能検査の実施に関する規程（令和4年県公委規程第11号。以下「規程」という。）第15条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 検査実施機関

- 1 検査は、公安委員会又は検査受託機関（規程第2条第1項の規定により公安委員会から検査の委託を受けた自動車教習所等をいう。以下同じ。）において、適正かつ円滑に実施するものとする。
- 2 規程第2条第2項の規定により公安委員会が行う検査は、運転免許センター（自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年県公委規則第6号）第2条に規定する東部運転免許センター、中部運転免許センター及び西部運転免許センターをいう。）等において実施するものとする。

#### 第3 基本的留意事項

##### 1 実施方法

- (1) 検査は、規程第4条に規定する要件を満たす警察職員又は規程第2条第1項第1号に規定する運転技能検査員（規程第5条の承認を受けた者に限る。）（以下これを「検査員」という。）が行うものとする。
- (2) 検査は、検査員1人につき5人以下の受検者で編成されたグループで行う方法又は受検者ごとに個別に行う方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、検査をグループで行うときは、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。）における実車による指導と合同で行うことができるものとする。

##### 2 実施場所

検査は、原則としてコースにおいて実施するものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合で、各課題の設定条件がコースとおおむね同等であり、かつ、安全上の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

##### 3 設備

公安委員会及び検査受託機関（以下「実施機関」という。）は、検査を実施するために必要な次に掲げる設備を整備するものとする。

- (1) 検査に使用する必要数の普通自動車（マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車であって、運転者席の横の乗車装置に検査員が乗車して採点等を行うことができ、かつ、検査員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を装備したものに限る。）
- (2) 検査の状況を記録することができるドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等（記録が一定期間保存され、検査の実施後に当該検査の映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下「録画装置等」という。）
- (3) 録画した検査の状況の映像を確認することができる映像再生機材

#### 第4 検査実施上の留意事項

##### 1 検査の受付

実施機関は、検査の申込みを受けたときは、規程第8条の規定による受検者の確認等を行い、当該受検者が速やかに検査を受けることができるよう配慮するものとする。

##### 2 課題等

- (1) 検査において実施する課題及び検査における採点に係る判断基準等は、別表のとおりとする。
- (2) 検査における採点は、特定の箇所を走行するに際して一つの課題についてのみ行うものとする。

##### 3 使用車両

- (1) 検査における安全性及び円滑性の確保のため、検査は、実施機関が提供する普通自動車を使用して行うものとする。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、受検者が持ち込んだ車両を使用することができるものとする。この場合において、当該車両を用いて行う検査を受ける者に対しては、実施機関が提供する車両を用いる場合と手数料の額は同一であることをあらかじめ了知させるものとする。

ア 受検者が身体の障害があることを理由に法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合

イ 受検者から車両の持込みの申出があり、当該車両を用いて検査を行うことについて他の受検者に支障がなく、かつ、検査の安全性及び公正性に問題がない場合

##### 4 コース設定

- (1) コースは、各課題を適切に実施することができ、かつ、受検者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、走行距離（ならし走行を除く。）を1,200メートル以上に設定すること。
- (2) コースの種類を複数設定することは要しない。

##### 5 検査の実施

検査は、次に定めるところにより、ならし走行を含め、受検者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。

(1) 事前説明

ア 検査の実施前に、受検者に対し、課題の実施方法、採点方法、事故防止に係る留意事項等の検査の実施に関する事項並びに道路交通法令に従った適切な通行方法及び運転方法についての分かりやすい説明を行い、理解させること。

イ 前記アの説明に当たっては、運転評価票（運転技能検査用）（様式第1号）の裏面を活用すること。

(2) ならし走行

ア 受検者ごとに、おおむね300メートルのならし走行を行うこと。

イ ならし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り降車させずに行うこととし、課題走行に移行する時期を明確に受検者に教示すること。

(3) 課題走行

ア 実施機関の実情に応じて設定したコース等を、前記4(1)に規定する走行時間及び走行距離に従って走行させ、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施すること。

イ 課題は、順不同で実施することができる。

(4) 採点

ア 採点は、ならし走行が終了した時点からコース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間について行うこと。

イ 採点は、別表の判断基準に従い、運転評価票（運転技能検査用）を用いて100点からの減点式採点法により行うこと。

ウ 各課題不履行の場合及び走行中の危険を回避するため検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、客観的かつ厳正に減点を行うこと。

(5) 安全指導

課題終了後は、受検者ごとに、検査の結果を踏まえた交通事故の防止に資する適切な運転方法等についての指導を行うこと。この場合において、減点した課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適等の不適切な運転行動についても個別具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下が不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

6 検査中の指示

(1) 走行順路の教示

検査員は、走行順路を教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるよう、教示の時期を十分考慮するとともに、進行方向を指し示す等により明確に教示すること。

(2) 助言

走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のための指示を除き、助言は行わないこと。

7 検査の中止

検査の途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則として全ての課題が終了するまで検査を続行するものとする。ただし、受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合（次のいずれかに該当することにより合格基準に達しないことが明らかになった場合を含む。）において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 時間超過

受検者の運転技能が著しく低いこと等により、おおむね 20 分間を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。ただし、検査の実施中における車両の故障等、受検者の責めに帰すべき事情がないときを除く。

(2) 指示違反

検査員が検査を安全かつ円滑に実施するために必要な指示をしたにもかかわらず、受検者が正当な理由なくその指示に従わないとき。

(3) 事故

受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき。ただし、当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がないときを除く。

8 走行順路を誤った場合の措置

検査において走行順路を誤った場合は、直近の幹線コース又は周回コースを前進う回して正規の走行順路に復帰させること。この場合において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、当該検査員が走行順路を誤って教示した場合を除き、減点の対象となることに留意すること。

9 検査結果の通知等

(1) 実施機関は、検査終了後、規程第 9 条の規定による運転技能検査受検結果証明書の交付を行うものとする。

(2) 運転技能検査受検結果証明書は、受検者のプライバシーを保護するため、封筒に入れて交付すること。

(3) 運転技能検査受検結果証明書は、運転免許を受けようとする者にあつては免許申請書、運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者にあつては更新申請書に添付しなければならない旨を教示すること。

(4) 実施機関において、運転技能検査受検結果証明書の副本の作成は必ずしも必要としないが、受検者が亡失する等した際に再交付できるようにしておくこと。

10 実施結果等の報告

(1) 実施結果の報告

規程第 13 条第 1 項の規定による報告は、検査に用いた運転評価票（運転技能検査用）を提出することより行うものとする。

(2) 実施結果の変更に係る報告

検査受託機関は、規程第 13 条第 1 項の規定による報告後、検査の実施結果に変更が生じた場合には、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

11 苦情又は不服の申出に係る報告

規程第 13 条第 2 項の規定による報告は、苦情又は不服に関する報告書（様式第 2 号）により行うものとする。

第 5 その他の留意事項

1 検査の公正性の確保

(1) 検査の公正性を確保するため、検査に使用する車両（第 4 の 3(2)の規定により受検者が持ち込んだ車両を除く。）に、検査員の採点状況、受検者の言動等に係る映像及び音声を記録する録画装置等を備えること。

(2) 録画装置等は、検査員及び受検者の動静等の把握が可能となる画角に設定して設置すること。

(3) あらかじめ受検者に対し、録画装置等により受検者の言動等に係る映像及び音声を記録することについて告知するとともに、映像及び音声の記録を行う目的等を説明すること。

(4) 録画装置等により記録された映像及び音声は、検査実施後 2 週間以上保存すること。

2 受検者への配慮

受検者は、一般に検査を受けることに不慣れであることや、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもとより、受付時から検査終了時まで、受検者の心情及び体調に配慮した対応に努めるものとする。

3 事故防止

(1) 受検者の中には身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員に特段の配慮をさせること。

(2) 検査に係る事故に備え、使用する車両（第 4 の 3(2)の規定により受検者が持ち込んだ車両を除く。）については、対人賠償等の自動車保険に加入すること。

4 検査結果の秘密の厳守

実施機関は、検査を実施する上で知り得た個人情報について、紛失、漏えいがないよう厳正に管理しなければならない。

5 運転技能検査受検結果証明書の保管管理

検査受託機関は、公安委員会の公印の印影が印刷された運転技能検査受検結果証明書を施錠設備のある場所に保管し、適正に管理しなければならない。

## 第6 特異事案等の報告

検査受託機関は、受検者に関係する不正事案等の特異事案が発生した場合には、高齢者講習実施要領の制定について（平成10年甲通達運教第42号）第7の特異事案発生報告書により、その状況を静岡県警察本部長に報告するものとする。

## 第7 検査結果等の保存

公安委員会に係る検査の実施に関する文書（運転評価票（運転技能検査用）にあつては、検査受託機関から提出されたものを含む。）は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定める期間、県本部運転免許課長（以下「主管課長」という。）が保存するものとする。

- (1) 運転技能検査受検申請書（規程様式第3号） 5年間
- (2) 運転評価票（運転技能検査用） 4年間

## 第8 委任

この要綱の運用に関し必要な事項は、主管課長が別に定める。

### 別表(第4の2、5関係)

課題	回数	減点の項目	判断基準	点数
指示速度による走行	1回	課題速度不履行	速度指定区間を、指示速度よりおおむね10km/h遅い速度に一度も達しなかった場合又は指示した速度よりおおむね10km/h以上速い速度に一度でも達した場合	-10
一時停止	2回	一時不停止(小)	道路標識等による一時停止の指定場所で、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったものの、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでには停止した場合	-10
		一時不停止(大)	道路標識等による一時停止の指定場所で、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が交差道路の側線を延長した線を越えるまでに停止しなかった場合	-20
右折・左折	各2回	右側通行(小)	車体の一部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（車体の全部がはみ出した場合及び法第17条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）	-20
		右側通行(大)	車体の全部が道路の中央線から右の部分にはみ出して通行した場合（法第17条第5項各号のいずれかに該当する場合を除く。）	-40
		脱輪	縁石に車輪を乗り上げ、又はコースから車輪が落輪した場合	-20
信号通過	2回	信号無視(小)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止しなかったもの	-10

			の、車体の一部が横断歩道に入るまでには停止した場合	
		信号無視 (大)	赤色信号が表示されているときに、車体の一部が停止線を越えるまでに停止せず、かつ、車体の一部が横断歩道に入るまでに停止しなかった場合	-40
段差乗り上げ	1回	乗り上げ不適	段差に乗り上げて停止した際、タイヤの中心から垂直に路面と交わる点から段差の端までの距離が、おおむね1メートルを超えた場合又は段差に乗り上げることができなかった場合	-20
-	-	補助ブレーキ等	走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル、ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合（他の減点の項目にも該当する場合は、より大きい減点の項目を適用する。）	-30